

## 船舶事故調査報告書

平成30年9月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	不明（平成30年5月1日 08時00分ごろ～11時00分ごろの間）
発生場所	沖縄県渡嘉敷村渡嘉敷港 渡嘉敷港南防波堤灯台から真方位327°360m付近 （概位 北緯26°12.0′ 東経127°22.3′）
事故の概要	プレジャーボート穂乃花丸は、無人で岸壁に係留中、横倒しになって浸水した。
事故調査の経過	平成30年5月7日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 穂乃花丸、5トン未満（長さ6.28m）
船舶番号、船舶所有者等	296-16065 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損、右舷船首部の防舷材に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南～南南東、風速 約3.4～3.9m/s、 視界 良好 海象：海上 平穏 平成30年5月1日は、月齢14.9の大潮で、本事故当時の最高潮位が約203cm（07時21分ごろ）、最低潮位が約10cm（13時51分ごろ）であった。
事故の経過	本船は、渡嘉敷港に帰港し、平成30年4月30日17時30分～18時00分ごろ「同港の船だまり東側の岸壁」（以下「本件岸壁」という。）の南端付近で船首を北方に向け、船首部及び右舷船尾部から本件岸壁に各1本の係留索を取って右舷着けで係留し、無人となった。 船長は、大潮なので本船の係留状態が気になり、5月1日01時ごろ本件岸壁に赴いたとき、本件岸壁の頂面と操縦台上方のオーニングがほぼ同じ高さになっている状態で、係留索に1～2m程度の緩みがあり、機関室及び同室船尾側にある中間軸の区画内にビルジがないことを確認した。 船長は、08時00分ごろ、高潮時を見計らって本船の係留状態を見に来たところ、左舷方からの風を受けて右舷側が岸壁に付いている状態であり、係留索に2m程度の緩みがあることを認めた。 本船は、11時00分ごろ、本件岸壁前面で船尾方に移動して船首部の係留索が張っており、左舷を下にして横倒しの状態で発見され

	<p>た。</p> <p>船長は、友人から連絡を受け、本事故の発生を知った。</p> <p>本船は、船首尾の係留索及び左舷船尾に取り付けたロープを使って船長等の人力で元の状態に戻された後、えい航されて陸揚げされた。</p> <p>渡嘉敷港の平面図及び同港の構造物の断面図によれば、本件岸壁は、長さ約60mであり、ゴム製棒状防舷物が12本固定されている。</p> <p>本船は、喫水が船首約0.2m、船尾約0.6m、海面からブルワーク上縁までの高さが約0.5mであった。</p> <p>船首船底外板及び右舷船首部の防舷材の下端には、岸壁のゴム製棒状防舷物の擦った跡があった。</p> <p>本船は、冷却海水管及び船尾端の排気管に損傷はなかった。</p> <p>本船は、帰港したとき、いつも陸揚げしていたが、本事故当日、台車の修理が予定されていたので、本件岸壁に係留した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、無人で本件岸壁に係留中、5月1日08時00分ごろ船長が係留状態を確認した後、11時00分ごろに横倒しの状態で発見されたことから、この間において横倒しになって浸水したものと考えられる。</p> <p>本船は、左舷方からの風を受けて右舷側が岸壁に付いている状態であったこと、下げ潮の初期から中央期であったこと及び右舷船首部の防舷材の下端に岸壁のゴム製棒状防舷物の擦った跡があったことから、右舷船首部の防舷材の下端が岸壁のゴム製棒状防舷物の上面に当たり、干満の差により左舷側に傾斜して横倒しになった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、無人で本件岸壁に係留中、横倒しになって浸水したものと考えられる。</p> <p>本船が横倒しになって浸水したのは、右舷船首部の防舷材の下端が岸壁のゴム製棒状防舷物の上面に当たり、干満の差により左舷側に傾斜したことによる可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岸壁に係留する際は、係留時における潮位の変動を考慮し、錨索を取って岸壁との間隔を広くするなど、適切な係留方法を選定すること。</li> </ul>